避難確保計画のひな型変更のお知らせ及び計画作成・確認時のFAQ

**〇　避難確保計画のひな型が変更になりました**

→　従来の計画では「５　情報収集・情報伝達」の「⑵　情報伝達」の項目で非常体制に移行し避難する場合、避難を完了した場合の２回、総務課危機管理室へ電話連絡を入れることになっていましたが、以下の内容に変更いたしますので計画の修正をお願いいたします。なお、施設の避難行動に関わる部分ではないため、計画の再提出は必要ありません。

ひな型は市ホームページよりダウンロードできます。

　高岡市要配慮者利用施設避難確保計画　検索

≪変更前≫

・必要に応じて、総務課危機管理室（0766-20-1110）に、「　　　　（避難場所）に避難する」旨を連絡する。

・総務課危機管理室（0766－20－1229）に避難が完了した旨を連絡する。

≪変更後≫　※変更箇所は**太字**下線部

・必要に応じて、**災害対策本部（saigaihonbu@city.takaoka.lg.jp）**に、「　　　　（避難場所）に避難する」旨を**メール**する。

・**災害対策本部（saigaihonbu@city.takaoka.lg.jp）**に避難が完了した旨を**メール**する。

計画作成・確認時のFAQ

**Ｑ　避難場所をどこに設定すればいいのかわからない**

施設への浸水深が最上階の床高未満ですか？

→　**ＹＥＳ**：施設内で**浸水しない上層階への垂直避難が可能**です。計画内の避難場所をどこに決めているか確認しましょう。また、施設の上層階を避難場所として設定する場合は、浸水がおさまるまで施設外へ出られないことも想定されますので、３日程度の水・食料・簡易トイレ、非常用電源等、必要と思われる備蓄品を準備しましょう。

→　**Ｎ　Ｏ**：水平避難（立ち退き避難）が必要です。避難場所は市の指定する避難所以外にも、**安全な場所にある同じグループの施設、日ごろから付き合いのある他の施設等を避難場所とすることも可能**ですので、事前に協議を進めておきましょう。

※避難場所を変更した場合は計画の再提出をお願いいたします。

**Ｑ　施設に影響がある河川及び浸水深がわからない**

①浸水ナビにアクセス：https://suiboumap.gsi.go.jp/ShinsuiMap/Map/

②「地点から」を選択し、「②地点を指定」の項目の中の「地図上で指定を」クリックし、

地図上で施設の位置をダブルクリック。

③施設に影響のある河川及び浸水深が最大の破堤点が確認可能。

**Ｑ　自分の施設が地域防災計画に位置付けられているのかわからない**

→　避難確保計画の策定依頼を送付している施設については全て地域防災計画に位置付けられております。